平成２３年（フ）第８０１３号
千葉県浦安市堀江２丁目25―６―304
破産者　中里　利明
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４５２号
栃木県さくら市喜連川5633番地、登記簿上の本店所在地東京都文京区湯島３丁目14番８号
破産者　社会福祉法人全国精神障害者社会復帰施設協会
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５７７号
東京都千代田区内神田１丁目11番７号
破産者　アルジェンテック株式会社
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５７８号
東京都港区白金６丁目９―10　白金Mハウス１Ｆ
破産者　北見　大輔
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３７８号
東京都北区赤羽２丁目24―１―402
破産者　足羽健一こと　杉田　由樹
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７５８号
東京都北区赤羽２丁目24番１号
破産者　有限会社エヌエクステリア
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２号
静岡県焼津市城之腰265番地
破産者　有限会社ＴＯＫＯ
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０２号
静岡市葵区北安東２丁目14番３号、前住所静岡市駿河区下島388番地の１　302号
破産者　亡佐藤利治相続財産
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４３１号
神奈川県横浜市鶴見区駒岡４―32―１センターフォート901号室、開始決定時大阪府吹田市江坂町１丁目23番101号
破産者　株式会社ニューベルテック
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９２１号
東京都目黒区下目黒１丁目３番１号
破産者　ハッピーだわん株式会社
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５７２号
大阪市東成区深江北１丁目１番11―201号
破産者　株式会社笠野工務店
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８８７号
大阪市淀川区西中島１丁目11番４号新大阪サンアールビル南館311
破産者　遊トラベル株式会社
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９８号
大阪市平野区長吉長原西１丁目５番27号コスモハイツＢ105
破産者　有限会社アースロード
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１７号
大阪府茨木市上中条１丁目６番25号西山ビル201号
破産者　有限会社朋友住建
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１８号
大阪府茨木市真砂２丁目16番43号
破産者　神田　明美
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２６８号
大阪市住吉区我孫子５丁目４番10号
破産者　株式会社河野組
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８５号
大阪市中央区東心斎橋２丁目１番13号
破産者　有限会社アサキジャパン
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５６２号
大阪市北区西天満６丁目２番14号
破産者　株式会社キュウビコ・ソリューションズ
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６６８号
大阪市城東区東中浜２丁目５番19号
破産者　株式会社フォート
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７３５号
大阪府八尾市高安町南４丁目12番地の５
破産者　有限会社中木建工
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８２３号
大阪府豊中市柴原町３丁目６番22号
破産者　有限会社三興ビルメンテナンス
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１号
岡山県津山市津山口75番地１
破産者　株式会社ベースコーポレーション
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部